

(別紙 2)

試験結果の判定基準

1． 告示第 4 条第 1 号に係るもの

試 験 項 目		記 号	判 定 基 準	根 拠 法 令
3 5℃における蒸気圧又は容器内圧		A	ゲージ圧力 0 . 8 M P a (液化フルオロカーボン (可燃性のものを除く。)) である場合にあっては 2 . 1 M P a) 以下であること。	政 令 第 2 条 第 5 項 第 8 号
容器の 内 容 積		B	3 0 cm ³ 以下であること。	告 示 第 4 条 第 1 号
高 圧 ガ ス の 種 類		C		
毒 性 ガ ス の 有 無		D	無いこと。	告 示 第 4 条 第 1 号

2． 告示第 4 条第 2 号に係るもの

試 験 項 目			記 号	判 定 基 準	根 拠 法 令
高圧ガスの種類			A	液化フルオロオレフィン 1 2 3 4 y f のみ、液化フルオロカーボン 1 3 4 a のみ又は液化フルオロカーボン 4 0 4 A のみであること	告示第 4 条第 2 号本文
容 器	内 容 積		B	1 0 0 0 cm ³ 以下であること。	政令第 2 条第 5 項第 8 号
	材 料		C	鋼又は軽金属であること。	告示第 4 条第 2 号イ
耐	フルオロオレフィン 1 2 3 4 y f	1 . 8 M P a 以上の圧力による容器の変形	D	無いこと。	告示第 4 条第 2 号ハ
		2 . 2 M P a 以上の圧力による容器の破裂	E	無いこと。	告示第 4 条第 2 号ハ
圧	フルオロカーボン 1 3 4 a	1 . 9 M P a 以上の圧力による容器の変形	F	無いこと。	告示第 4 条第 2 号ヘ
		2 . 3 M P a 以上の圧力による容器の破裂	G	無いこと。	告示第 4 条第 2 号ヘ
力	フルオロカーボン 4 0 4 A	3 . 4 M P a 以上の圧力による容器の変形	H	無いこと。	告示第 4 条第 2 号ト
		4 . 0 M P a 以上の圧力による容器の破裂	I	無いこと。	告示第 4 条第 2 号ト
容器内容積／充填質量			J	液化フルオロカーボン 1 2 3 4 y f の場合にあっては、 1 1 2 cm ³ ／1 0 0 g 以上であること。 液化フルオロカーボン 1 3 4 a の場合にあっては、 1 0 1 cm ³ ／1 0 0 g 以上であること。 液化フルオロカーボン 4 0 4 A の場合にあっては、 1 2 4 cm ³ ／1 0 0 g 以上であること。	告示第 4 条第 2 号ロ